



第19号

発行人 濱野吉生

編集人 菅原哲朗

日本スポーツ法学会事務局
〒186-0004 東京都国立市中一十九一八
第七叶ビル五F総合スポーツ研究所内
電話 ○四二一五八〇一三五
FAX ○四二一五八〇一六二七五

会長に就任して

小笠原 正

いことを理論的に確立しなければならないでしょう。ここに、スポーツ法学研究の使命があります。スポーツ法学会は、このようなスポーツ法学の研究を通して、新しい研究者を養成するところであります。

先に述べたように、今年は学会創立十周年を迎える年に当たりますから、会員の皆様においても、学会の背丈に応じた何か記念すべき行事をお考えいただければと思います。

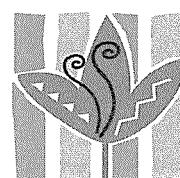
歴代会長である千葉正士先生、伊藤堯先生、濱野吉生先生の業績を汚さないように、細心の注意を払つて努力していくたいと考えます。そのためには、会員の皆様の研究成果をできるだけ多く発表いただき、それを下に議論を重ね、学会活動を活発にできればと思います。会員諸氏の協力とご鞭撻を心からお願ひ申し上げます。

このたび、会長に選出されましたので、一言ご挨拶申し上げます。日本スポーツ法学会が一九九二年十二月十九日に呱呱の声を上げて以来、今年で一〇周年を迎えます。このような記念すべき年に会長に就任することは、光栄であると同時にその責任の重さを感じております。

学会設立の趣意書に、「スポーツも本来個人の自由な活動であつたので、国家はこれを尊重し

て干渉を控える方針をとり、我が国でも、市民的権利の侵害が生じたときに受動的に裁定することを目指し」たことが記されていますが、このスポーツの「私的自治の原則」は、スポーツの実際的社会活動においても、また、法論理的にも深めなければならぬ原則であります。さ

らに、スポーツの安全、スポーツ環境、スポーツと国際協調、スポーツの振興との関係から、人の基本権を侵害する恐れがな



前会長挨拶

濱野吉生

伊藤堯前会長の後を受けて、一九九九年一月から本学会の会長に就任し、役員、事務局員、会員の皆様のご支援をいただき、このたび、無事に任期を終えることができました。

一九九二年一二月に日本スポーツ法学会の設立が決定され以来、本学会の社会的認知が進み、活発な活動が進められてきましたが、しかしこの六年間の間に、研究体制など、初期の頃にはうまく働くと考えていたものが、かならずしも有効に機能しないといった事態も生じておきました。そうしたことから、従来の三部会制にかえて研究専門委員会を設置することとともに、その研究成果を社会に提供すべく、二〇〇一年からは、日本スポーツ少年団とスポーツ安全協会と提携し、ジュニアスポーツ

ーツの指導者を対象とした「ジニアースポーツの育成と安全・安心フォーラム」を開催するにいたっております。

三年間の皆様のご支援を感謝するとともに、本学会がますます発展することを祈念し、退任の挨拶とさせていただきます。



第九回大会報告

平成二十三年二月一五日（土）、早稲田大学国際会議場において、日本スポーツ法学会第九回大会が開催された。

大会テーマは「アマチュアスポーツをめぐる法律問題」で、例年通り、自由研究発表、総会、基調講演、シンポジウムが行われた。

一、自由研究発表

諫訪伸夫、佐藤千春両会員による司会の下、四題の発表が行われた。

小林真理会員は、「ヨーロッパにおけるスポーツ立法政策」について、「Study on national sports legislation in Europe (Council of Europe, 一九九九)」を分析する形で報告された。ヨーロ

ッパ一九カ国のスポーツに関する法律の制定状況について、スポーツ政策との関連等から検討され、また、個別の問題として、スキー・フット・オール、エリート選手、暴動、ドーピング等に関する各国の対応について紹介された。

中田誠会員は、「ダイビング事故裁判における指導者による動静監視の時間的間隔の推移と免責問題」について、これまでの判決の検討を踏まえて、指導者が講習生を注視する間隔を五秒以内にするべきと提案された。また、裁判の審理過程で取り扱われる情報の正確性に対しても、消費者契約法に対応した新しい消費者同意書について、文言を修正しただけで実際にはあまり変化がみられないなどの問題点を指摘された。

中村祐司会員は、「スポーツ振興法改正によるスポーツ行政をめぐる『分権』の課題」について、二〇〇〇年四月に成立した地方分権推進一括法に伴うスポーツ振興法の改正の意義や、それに伴う課題等について検討された。また、現在の日本のスポーツが直面している課題として文部科学省による総合型地域スポーツクラブの推進や、W杯開催、企業スポーツの終焉などを挙げ、今後の政策の変化に注目する必要があると説かれた。

齊藤健司会員は、「フランスにおけるスポーツ紛争処理制度の形成」について、スポーツ統括団体が、加盟個人・団体間で発生した紛争を解決する調停制度が誕生する過程について報告された。フランスでは、一九〇八年に設立された全国スポーツ委員会が、すでに紛争解決の機能を有していたが、その後の一九七五年のスポーツ基本法、一九八四年のスポーツ基本法、一九九二年の制度の変遷に関する、

井上洋一会員（奈良女子大）の司会により総会が開催された。濱野吉生会長による挨拶の後、二〇〇一年度事業報告および二〇〇二年度事業計画案が提示され、承認された。さらに、二〇〇二年度予算案が審議され、承認された。

次に、濱野吉生会長より退任の申し出があり、了承された。そして、理事会より、新会長として小笠原正副会長が推薦され、承認された。また、新理事として浦川道太郎会員（早稲田大学）、望月浩一郎会員（東京本郷合同法律事務所）が推薦され、承認された。新役員として、副会長に菅原哲郎事務局長、事務局長に望月浩一郎理事が推薦され、いずれも承認された。

三、基調講演

基調講演では、入澤充会員による「その時々の争点や議論などについて解説された。（大阪経法大）による「青少年スポーツのあり方と倫理のルール化の進展」と、友添秀則会員（早稲田大学）による「スポーツと倫理」と題する講演が行われた。

中村会員は、まず、青少年スポーツをめぐる状況について、オリンピックや一部のプロスポーツは活発だが、学校の部活動への参加者は減少していく、その背景には、勝利至上主義やマナーの乱れ、自立性の欠如、非民主的運営、社会的常識との乖離があると解説された。そのようない現実をもたらしているものとして、スポーツ振興基本計画や新学習指導要領を挙げ、部活動は重視されているが、今の問題点は十分に把握されていないし、体育でも基礎重視化がみられる」と指摘された。

最後に、青少年スポーツのあり方について、マナー、スポーツ文化、教育といった点から解説された。

友添会員は、まず、スポーツ倫理学の研究領域、研究動向について解説された。スポーツ倫理学は、ニユーサイエンス、ヤングサイエンスであること、そして、発生するさまざまな問題を現実的に解決するために発展してきた。また、スポーツ倫理学には、人格形成をめぐる研究

と規範的研究があり、スポーツにおける新たな徳目論が求められている、と述べられた。

次に、特にドーピング問題に関する、倫理学の視点から検討された。まず、他人に危害を加えない限り自己決定は尊重されるべき、というドーピング禁止論に対する反対論の根拠、ドーピング解禁論の根拠が紹介された。そして、いわゆる功利主義的自由主義の問題点、利点についてそれぞれ検討された。

現在ドーピング禁止の根拠になつてゐる考え方に対し、選手の健康を害するというが他人に危害は加えていない、不正行為というが新しい用具やトレンニング方法の一つとは考えられないか、眞の公平とは何か、といった意見を述べられ、禁止を正当化する絶対的な根拠は見当たらない、と指摘された。そして、正当化する理由として、禁止規定を守つてゐる選手に対する倫理違反という見解を示された。

四、シンポジウム
「アマチュアスポーツをめぐる法律問題」をテーマに、四名の提言者によるシンポジウムが開催された。司会は、山田二郎会員（弁護士）と森川貞夫会員（日体大）であった。

牛木素吉郎会員（兵庫大学）は、「実業団選手と嘱託契約」と題して、まず、直前に発表された社会人野球における登録選手規定の改正について解説され、次に、我が国における実業団スポーツの歴史について、さらには、読売サッカーラブの例を挙げながら、特にサッカーにおける選手の雇用形態の変遷を説明された。その中で、企業は、当初、社員の福利厚生を目的にチームを持つていたが、その後別推薦による入学と在学契約について提言された。鈴木会員は、これまでにこの問題に関する判決がないことから、全国の三〇大学に対してもアンケートを行い、その結果をもとに解説された。スポーツによる特別推薦は大学によつて制度がさまざまであるが、例えば推薦入学者が

ても、一般社員とは異なつた特殊な勤務形態であり、指導者は、相当特殊な専門分野の労働者であると判断された。そして、専門職である実業団スポーツ指導者の配置転換や他チームへの移籍等について、他の専門職をめぐる裁判例や実際に受けた相談事例を挙げながら検討され、契約の際に条項として明確にしておくべきだと指摘された。

川井圭司会員は（関西外大）による「実業団におけるアマチュア選手と労働法上の権利義務」と題する報告では、まず、独自のアンケート調査を基に企業スポーツ選手の雇用関係の実態について分類され、競技者の労働者性、労災の問題、契約期間規制、雇用保障等について検討された。その中で、競技者の雇用形態の多様化、プロ化の浸透、競技と業務の関係の不明瞭さ等を指摘し、企業と競技者の権利義務関係の明確化、そして競技者に関わる現行法上の枠組の調整と整備の必要性を主張された。

討論では、時間が足りないほど活発な議論が交わされた。
ケガにより運動の継続が困難になつた場合でも、大学側が、在学契約は請負契約であるという認識をもつてゐるので、学生に退学を求めるではなく、その対応もまたさまざまであることが紹介された。

鈴木周会員（弁護士）は、「特別推薦による入学と在学契約」について提言された。鈴木会員は、これまでにこの問題に関する判決がないことから、全国の三〇大学に対してもアンケートを行つた。そして最近では、チームを抱えるより、スポンサーとして宣伝広告費を拠出した方が税法上のメリットが大きいことなどであるが、例えば推薦入学者が

平成十四年度

少年スポーツフォーラム報告

第二回ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムが二

月三日品川プリンスホテルで開催された。昨年から(財)日本

体育協会日本スポーツ少年団、

(財)スポーツ安全協会、日本ス

ポーツ法学会の三団体が主催者

となつて開催している本フォー

ラムは、今年も全国から少年ス

ポーツ指導員をはじめとして多

くの参加者が熱心に討議を重ね

た。

フォーラムは、午前中長沼健日本体育協会副会長・日本スポーツ少年団本部長の主催者挨拶、小笠原正日本スポーツ法学会会長主旨説明を受けた後、本学会理事の中村浩爾大阪経済法科大学教授の「変革期における青少年スポーツのあり方」と題した講演が行われた。中村会員は、「企業クラブの衰退とニースポーツの活発化、少子化に伴うスポーツ人口の減少という傾向が

目立つていると指摘した。

さらに、現在の日本は規制改革下で個人の自律と強い個人が求められており、それがスポート界にどのような影響を与える

のか見ていくことが重要であると指摘した。スポーツ界で強くなることイコール競争に勝つことは否定はできない。否定はスポーツの質の低下をもたらす、しかし、ルールの逸脱やマナー低下で勝つことの無意味さを指

導者は知るべきであるとした上で、少年たちには一・ルールの周知徹底、二・マナーの積み重ねが重要、三・マナー、倫理の取り込み過ぎは警戒すべきとした上で、フェアプレーこそスポーツが求める最高のもので、そ

れが勝利につながる。無視したと指摘した。

午後は、「ジュニアスポーツにおける指導者の心構え」と題し、

てフォーラムが行われた。座長は、本学会副会長菅原哲朗弁護士、デビスカップ日本代表選手竹内映二氏、弁護士加藤文也氏、東京女子医科大学名誉教授村田光範氏、東京女子体育大学教授阿江美恵子氏をパネリストとして開催された。

竹内氏は自ら竹内庭球研究所主宰し子どもたちにテニス指導をしている経験から、幼児期からスキルを身につけることが大事だが、それには子どもの成長に合わせた自由で安全なスポーツ環境を作ることが重要だと指摘した。

加藤氏は、スポーツ事故を防ぐには場所、用具、活動方法、人間関係の安全管理が必要であり、とりわけジュニア指導では一人一人の技能の見極め等について活発に討議を重ねたが、スポーツの原点は楽しく行うことだという環境を作り出すことが指導者の大切な仕の一つであろうという合意が形成された。

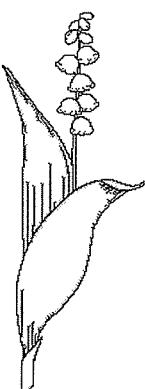
（文責 入澤 充）

指導することが重要であると指摘した。

阿江氏は、ジュニア期はそれが時期に身につけるべき技能があり、決して大人と同じトレーニングをすべきではない。促進栽培のような指導は子ども自身に成長を妨げる、子ども自身にスポーツトレーニングの意味を見いだせることが重要だと指摘した。

その後、会場討議に入つたが、参加者は指導上の安全にどのよう気を配るべきか、練習時間や一人一人の技能の見極め等について活発に討議を重ねたが、

村田氏は、ジュニア期である小・中・高生期は心身共に不安定な時期にあるのだから、指導者は一人一人の子どもたちの成



ADR研究専門委員会報告

平成一四年三月一五日（土）、ADR研究専門委員会の第二回研究会が、早稲田大学人間総合研究センター分室で開催された。

今回は、萩原金美委員長（神奈川大）による「スポーツADRをめぐる基本問題」司法制度改革審議会意見書に関連して」と題する報告と、竹之下義弘会員（弁護士）による「スポーツADRと法律相談・助言」「ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムに関する」と題する報告が行われた。

萩原会員の報告では、前半に司法制度改革審議会意見書におけるADRに関する議論に対する検討、後半にスポーツにおけるADRの可能性について意見を述べられた。

まず、わが国における仲裁の歴史を踏まえつつ、司法制度改革本部における「仲裁検討会」や「ADR検討会」の議論

を振り返られた。そして、ADRに関する意見書の提言に関して、「裁判を利用しやすくすればいいのか？」「本当に費用はおさえられるか？」といった点について検討をされた。その中で、紛争処理が身近になつた分処理件数が増え、裁判に替わるものとして費用が高騰したアメリカの例を引き合いに出され、批判的な見解を示された。また、意見書は法の支配を確立するという基本的理念を謳っているが、法の行政に対するチェック機能についてあまり言及していない点や、裁判（紛争処理）制度は社会観や未来観と関連してくる点について意見を述べられた。

次に、スポーツADRの可能性について、問題点や課題について検討された。その中で、スポーツ界がADRによる紛争解決の担い手になり得るのかについて、終了したばかりのソルト

レーク五輪などを例に挙げ、体協などが制度的に作つたものはあまり機能しないのではないか、という見解を示された。そして、民間によるADRの必要性を説かれ、財政面や専門性、市民性、公正性といった課題を指摘された。また、スポーツ法学会としては、今後の司法制度改革の流れを踏まえながらスポーツADRの設計を模索し、当面は弁護士会による仲裁センターとの連携をすすめるべきとの考えを示された。

竹之下会員の報告では、まず、日本体育協会スポーツ少年団に導入されるジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムに関する議論について、導入過程の議論について紹介された。その中で、ADRとして立ち上げるには時期尚早といふことで「法律アドバイザー」制度になつたこと、まずは法律相談の形で始め、指導者研修の中に組み込んでいくことなどが紹介された。また、スポーツローイヤーの必要性を説かれ、現在では絶対的にスポーツロイヤーの数が少なく、今後育成する必要性を指摘された。

次回の研究会は十一月頃を予定している。（文責 森 浩寿）

会（JOC）の仲裁研究会について、経緯や規則案、現在の議論の状況などについて紹介された。この研究会のメンバーには、内正人会員（東京大学）が加わっていること、そして、近いうちに最終的な報告案が作成されるという情報が提供された。

さらに、現在実際に活動しているスポーツADRに関する話題を提供された。日本弁護士連合会では、プロ野球の代理人問題をきっかけに、スポーツ・エンターテイメントプロジェクトと称してスポーツADRの検討をしていること、また、第二東京弁護士会では、専門仲裁の導入を検討していることなどが紹介された。

質疑応答では、スポーツADRの対象となる紛争や、弁護士法第七二条との関係、ADRのメリット、これまでの弁護士会によるスポーツ仲裁といった点について活発な意見が交わされた。

理事會議事要録

二〇〇一年第六回

日時・平成十三年十二月十五日(土)

場所・早稲田大学国際会議場

出席理事・濱野吉生会長、小笠原正

副会長、菅原哲朗事務局長、井上

洋一、佐藤千春、諏訪伸夫、中村

浩爾、萩原金美、山田二郎

議題

一、新入会員に関する件

以下の四名の入会が承認された。

・太田敬久(愛知県教育委員会)

・熊倉丈夫(東海銀行)

・野村昌良(愛知県教育委員会)

・城涼一(日本ハンググラーディング連盟)

議題

一、第一〇回大会に関する件

日時・平成十四年一月二六日(土)

場所・東亜大学東京事務所

出席理事・小笠原正会長、菅原哲朗

副会長、望月浩一郎事務局長、浦

川道太郎、諏訪伸夫、萩原金美、

濱野吉生

委任状提出・伊藤堯、井上洋一、森

川貞夫、山田二郎

二〇〇二年第一回

日時・平成十四年一月二六日(土)

場所・東亜大学東京事務所

出席理事・小笠原正会長、菅原哲朗

副会長、望月浩一郎事務局長、浦

川道太郎、諏訪伸夫、萩原金美、

濱野吉生

四、年報に関する件

第十号までは従来通りに刊行するが、十一号以降については、プロジェクトチームでさらに検討していくことが確認された。

五、新入会員の件

以下の三名の入会が承認された。

・井手裕彦(読売新聞大阪本社)

・鈴木周(みどり共同法律事務所)

・孫京漢(法務法人アラム・韓国)

記念大会なので、準備委員会を設置し、内容を検討することが承認された。

六、会報一九号に関する件

四月中旬の発行に向けて原案通

り承認された。

二、夏季合同研究会に関する件

浦川道太郎会員(早稲田大学)、
望月浩一郎会員(東京本郷合同法律事務所)を新理事として総会に推挙することが確認された。

また、本人からの申し出により永井憲一理事の退任が承認された。

日時・平成十四年七月二七日(土)
一時
場所・未定

テーマ・次回理事会までに二役で検討する。

三、各研究専門委員会の活動に関する件

ADR研究専門委員会と事故裁判研究専門委員会の活動の継続が確認された。

少年スポーツ安全対策研究専門委員会は、初期の目的を達成したので活動を終了することが承認された。

少年スポーツ安全対策委員会より、第二回ジュニアスポーツフォーラムの開催要項が報告された。

これが了承された。

学会から問い合わせがあつたことが報告され、まず浦川理事が担当者と会い、その後協議することが了承された。

学会から問い合わせがあつたことで活動を終了することが承認された。

学会から問い合わせがあつたこと

七、その他
ホームページの件
これまでの日本体育大学のサーバーが利用できなくなることが報告され、民間も含めて新たにドメインを取得することが確認された。

ホームペー

ジングの件
これまでの

日本体育大学のサーバーが利用できなくなることが報告され、

民間も含めて新たにドメインを取得することが確認された。

浦川理事より、韓国スポーツ法

担当者と会い、その後協議する

ことが了承された。

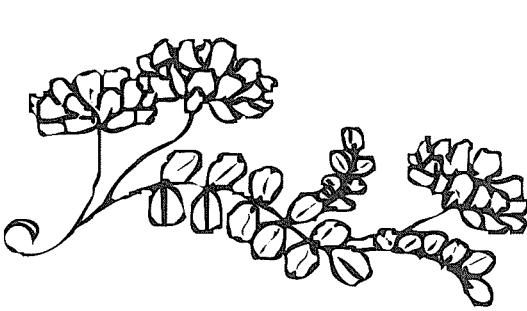
少年スポーツ安全対策委員会より、第二回ジュニアスポーツフォーラムの開催要項が報告された。

これが了承された。

学会から問い合わせがあつたこと

で活動を終了することが承認さ

れていくことが確認された。



二〇〇二年度 夏期合同研究会のお知らせ

後記のとおり、二〇〇二年度夏期合同研究会を開催致します。
会員の皆様のご参加をお待ちしております。

記

要綱

日時 二〇〇二年七月二七日(土) 13時～15時30分

場所 (財)日本体育協会理事監事会室
岸記念体育会館2F 東京都渋谷区神南

提言

日本版スポーツ仲裁について

道垣内正人 (東大大学院教授・国際私法)

スポーツと女性参加

小笠原悦子 (N P O 法人 J W S (Japanese Association for Women in Sports) 理事長)

アメリカのスキー場におけるリスクマネジメントについて

水沢利栄 (福井大学教育地域科学部助教授)

第8回大会の記録日本スポーツ法学会年報第8号『スポーツ事故をめぐる諸問題』は、現在書店ではお求めできませんので直接総合スポーツ研究所にご注文ください。注文方法は下記の通りです。

郵便番号 186-0004 国立市中1-9-8 総合スポーツ研究所 気付日本スポーツ法学会事務局宛へファクシミリ、はがき等でお申し込みください。
定価 4500円(プラス税、送料がかかります)。
詳しくは事務局 042-580-6231へお問い合わせください。

収録内容は、「米国におけるスポーツ代理人制度」竹之下義弘、「スポーツ事故と対策—ラグビー事故に即して」日比野弘の論文をはじめ、大会での基調講演、池井優「スポーツ代理人—その起源、発展、問題点」、萩原金美「スポーツ事故と裁判外の紛争解決—とくに仲裁について」及びシンポジウム「スポーツ事故をめぐる諸問題」、「アメリカのスポーツ事故と判例」(井上洋一)、「日本のスポーツ事故判例—民事責任」(入澤充)、「日本のスポーツ事故と裁判—刑事责任」(高島秀行)、「スポーツ固有法とスポーツ事故の防止」(日野一男)及び討議、自由研究「EUにおける放送政策とスポーツ」(高橋雅夫)、「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理について」(森浩寿)等々です。

年報第8号発売中

2002スポーツ六法 伊藤 基・山田良樹 編 新訂版 B6版 本体 2857円

基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録!
体育・スポーツ事故判例・保険制度等の資料もさらに充実、関係者必携の書!

第一編	基本法	[スポーツ基本権について]
第二編	スポーツ振興	[21世紀におけるスポーツ振興の重要性]
第三編	事故・責任	[スポーツ事故をめぐる法的諸問題]
第四編	スポーツ安全	[スポーツ振興と事故対策の重要性]
第五編	学校スポーツ	[学校における体育・スポーツ事故と教師の対応]
第六編	組織・運営	[その他「スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ」]
資料編	体育・スポーツ関係表	/ 文部省体育局所管法人一覧 / 保険制度一覧 / 体育・スポーツ事故判例一覧 / 事故判例の取り扱い方 / 保健体育審議会答申等一覧 / 関係法令等

〒171-0042 東京都豊島区高松2-8-6 道和書院 TEL (03) 3955-5175
FAX (03) 3955-5102

好評発売中

¥3,150(税込) スポーツ事故判例集

ケーススタディ 改訂第3版

スポーツアクシデント

東京女子体育大学名誉教授
伊藤 基・山田良樹 編
(日本スポーツ法学会理事)

体育授業中の水泳スタート練習中の事故
夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故
国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故
テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。

ハガキ/FAX/電子メールで御文下さい。
〒105-0014 港区芝2-27-8-1F 体育危機出版 販売部
FAX 03-3457-7112 E-mail: books@takiku.co.jp
記入事項(書籍名/住所/購入者氏名/連絡先電話番号)

お問合せは 03-3457-7122